

(別添1)

平成31年4月19日

(令和元年5月29日)

農薬登録情報（使用制限のかかるもの）

以下の農薬は、使用制限となる登録の変更が予定されていますので、御注意ください。関係者にも周知をお願いします。（現時点で登録日（告示日）は未定です。）

※令和元年5月30日（予定）となりました。

登録番号	農薬名（商品名）	農薬の種類名	製造者名
第17324号	ルミライト水和剤	チオファネートメチル・トリフルミゾール水和剤	日本曹達(株)

■変更内容

【変更内容（今回の使用制限変更にかかると部分のみ）】

作物名「いちじく」について次のとおり変更する。

- 本剤の使用回数を「4回以内」に変更する。
- 使用時期を「収穫前日まで」に変更する。
- トリフルミゾールを含む農薬の総使用回数を「7回以内(散布は3回以内、灌注は4回以内)」に変更する。

【適用表（今回の使用制限変更にかかると部分のみ）】

【変更前】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	チオファネートメチルを含む農薬の総使用回数	トリフルミゾールを含む農薬の総使用回数
いちじく	株枯病	500倍	定植時および5~10月 但し、収穫30日前まで	6回以内	1株当たり 1L灌注	14回以内(塗布は3回以内、灌注は6回以内、散布は5回以内)	6回以内 (散布は3回以内)

【変更後】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	チオファネートメチルを含む農薬の総使用回数	トリフルミゾールを含む農薬の総使用回数
いちじく	株枯病	500倍	1L/株	収穫前日まで	4回以内	灌注	14回以内(塗布は3回以内、灌注は6回以内、散布は5回以内)	7回以内 (散布は3回以内、灌注は4回以内)

【申請者による変更理由】

使用時期を短縮するため使用回数を変更する。